

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第10条の2第3項の規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第4条の規定に基づき、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する事業契約の内容を別冊のとおり公表します。

平成25年1月15日

防衛大臣 小野寺 五典

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業

事業契約の内容の公表について

平成25年1月15日

防 衛 省

1 公共施設等の名称及び立地

Xバンド衛星通信中継器等を搭載した衛星（以下「本事業衛星」という。）
及びその管制を行うために必要な施設（以下、「地上施設」という。）

本事業衛星：静止軌道上

主局：海上自衛隊飯岡受信所（千葉県旭市三川字13820）

副局：海上自衛隊呉地方総監部（広島県呉市幸町8-1）

統合通信NMS：防衛省市ヶ谷地区

2 選定事業者の商号又は名称

東京都港区赤坂1-14-14

株式会社ディー・エス・エヌ

代表取締役 小山 公貴

3 公共施設等の整備等の内容

- ・本事業衛星の調達に関する業務
- ・地上施設の整備に関する業務
- ・本事業衛星の運用に関する業務
- ・地上施設の維持管理に関する業務
- ・本事業の全般管理に関する業務
- ・その他の業務

4 契約期間

平成25年1月15日から平成43年3月31日

5 契約金額

122,074,026,613円（税込）

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業契約書における以下の条項のとおりである。

（発注者の解除権－全部解除）

第102条 「発注者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約を解除することができる。ただし、前条第1項又は第106条第2号に定める事由に基づく場合には、同条に従った解除しか行うことはできない。

- 一 「事業者」に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立

(日本国外における同様の申立を含む。)があったとき、「事業者」の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。

- 二 「事業者」が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 「事業者」が「本事業」の全部又は一部の遂行を放棄したとき。
- 四 「事業者」が手形交換所の取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- 五 「事業者」が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき。
- 六 「事業者」の責めに帰すべき事由により、本契約上の「事業者」の義務の履行が不能となったとき。
- 七 「代表企業」、「構成員」又は「協力企業」のいずれかが「基本協定書」第8条第4項各号に該当したとき。
- 八 「基本協定書」第5条第3項の規定に基づき「本事業」の落札者が「発注者」に対して差し入れた、「基本協定書」別紙3の様式による「出資者誓約書」に規定されたいずれかの「出資者」が表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの「出資者」が当該「出資者」の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
- 九 「事業者」が、正当な理由がなく、本契約に定める「事業者」の義務を履行せず、「発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき(第十二号に該当する場合を除く。)
- 十 「事業者」が、第104条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 十一 「事業者」が、「国有財産無償貸付契約」に違反し、その違反によりその契約の目的を達成することができないと認められるとき又はその契約が解除されたとき。
- 十二 「事業者」が、「本事業」の実施において「要求水準」を達成できず、かつ、改善措置を講じても「要求水準」を達成することができないとき。
- 十三 別紙4-1、別紙4-2、別紙12又は別紙13の特約条項に基づく本契約の解除事由に該当するとき。
- 十四 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。

(発注者の任意による解除)

第103条 「発注者」は、「本事業」の全部又は一部を継続する必要がなくなつ

た場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。

(事業者の解除権)

第104条 「事業者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約を解除することができる。

- 一 「発注者」が本契約に従って支払うべき「サービス対価」を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
- 二 「発注者」が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

(法令等の変更等又は不可抗力による解除)

第105条 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、「事業者」との協議の上、本契約を解除することができる。ただし、第101条第1項又は第106条第2号に定める事由に基づく場合には、同条に従った解除しか行うことはできない。

- 一 「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難なとき。
- 二 「事業者」が「本事業」を継続するために、「発注者」が過分の費用を負担するとき。

(一部解除)

第106条 「発注者」は、理由の如何を問わず、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約のうち、該当する「本事業衛星」に関する部分を解除することができる。

- 一 本契約別紙6第1章第3項(4)に定める場合。
- 二 「本事業衛星」の「引渡遅延期間」が180日以上となったとき。

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第107条 第102条又は前条第1号若しくは同条第2号のいずれかにより本契約の全部又は一部が解除された場合であつて、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の出来形部分を買取る義務を負わない。
 - 二 「発注者」は、任意の裁量により、当該「本事業衛星」又は当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、「発注者」が利用可能と認める部分の所有権をそれぞれ取得することができる。ただし、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」については、「発注者」がその裁量により取得を決定し、かつ「事業者」が「地上施設」の出来形部分を「発注者」の指定する場所に移設することを条件とする。この場合、当該買取に係る「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。
 - 三 「発注者」が前号に従い当該「本事業衛星」又は当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の買取を行う場合、「発注者」は、買取の対象に係る所有権を取得した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
 - 四 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した金融費用を負担しない。
 - ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割してそれぞれ支払う。
 - 五 「発注者」が「本事業衛星」に係る「地上施設」の買取を行わない場合、「発注者」が請求したときは、「事業者」は、速やかに「国有地」である「事業用地」の原状回復を行い、「発注者」に対して引き渡すものとする。
- 2 「事業者」は、前項の場合において、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10%（ただし、第77条に従い既に「発注者」に対して支払済の違約金がある場合には、当該違約金相当額を控除した額）に相当する額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」に支払わなければならない。
 - 3 「発注者」は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。
 - 4 「発注者」は、第2項に定める「違約金」の額（ただし、同項括弧書に定める控除前の金額）を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。
 - 5 「事業者」は、「1号機」について第1項に定める解除がなされた場合、「1

号機」の「中継器等」を「発注者」の指示に従って「発注者」に返却しなければならない。この場合において、当該「中継器等」が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、「発注者」が承諾した場合には、「事業者」は「1号機」の「中継器等」を協議の上「発注者」から買い取ることができる。

(発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力)

第108条 第103条又は第104条により本契約の全部又は一部が解除された場合であつて、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をそれぞれ取得する。ただし、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」については、「事業者」が「地上施設」の出来形部分を「発注者」の指定する場所に移設することを条件とする。なお、当該買取に係る「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

二 「発注者」は、前号の所有権を取得した上で、当該出来形部分に相当する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害（ただし、前項第一号なお書に定める「地上施設」の移設に係る費用を除き、また「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）を負担し、「事業者」との協議により当該費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

3 「事業者」は、「1号機」について第1項に定める解除がなされた場合、「1

号機」の「中継器等」を「発注者」の指示に従って「発注者」に返却しなければならない。この場合において、当該「中継器等」が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、「発注者」が承諾した場合には、「事業者」は「1号機」の「中継器等」を協議の上「発注者」から買い取ることができる。

(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)

第109条 第105条により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来していない場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、当該「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」の出来形部分並びに関連する設計の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をそれぞれ取得する。ただし、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」については、「事業者」が「地上施設」の出来形部分を「発注者」の指定する場所に移設することを条件とする。なお、当該買取に係る「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

二 「発注者」は、前号の所有権を取得した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払うものとする。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害（ただし、前項第一号なお書に定める「地上施設」の移設に係る費用を除く。）の負担に関しては、第35条第4項又は第36条第4項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

3 「事業者」は、「1号機」について第1項に定める解除がなされた場合、「1

号機」の「中継器等」を「発注者」の指示に従って「発注者」に返却しなければならない。この場合において、当該「中継器等」が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、「発注者」が承諾した場合には、「事業者」は「1号機」の「中継器等」を協議の上「発注者」から買い取ることができる。

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第110条 第102条及び第106条第1号により本契約の全部又は一部が解除された場合であつて、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「本事業衛星等整備費」(「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」に係る「地上施設整備費」並びに「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。)の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
- 二 「発注者」は、任意の裁量により、解除に係る「本事業衛星」の「地上施設」のうち、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の全部又は一部の所有権を、「事業者」が「発注者」が指定する場所に移設することを条件として取得することができる。この場合において、「発注者」は、当該取得に係る「地上施設」に相当する「地上施設整備費」相当額(「消費税等」を除く。)及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、当該「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」が指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。
- 三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
- 四 「発注者」は、第一号又は第二号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発

注者」は「事業者」に発生した金融費用を負担しない。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 「事業者」は、前項の場合において、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」のうち「維持管理・運用期間」の残存期間の支払総額に相当する金額の10%に相当する金額を違約金として、「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」へ支払わなければならない。

3 「発注者」は、前項に定める「違約金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

(発注者の任意又は帰責事由による契約解除の効力)

第111条 第103条又は第104条により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」（「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」に係る「地上施設整備費」並びに「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

二 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「地上施設」のうち、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の所有権を、「事業者」が「発注者」の指定する場所に移設することを条件として取得する。この場合において、「発注者」は、当該取得に係る「地上施設」に相当する「地上施設整備費」相当額（「消費税等」を除く。）及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、当該「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全

般管理業務費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 「発注者」は、第一号又は第二号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「施設・設備整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害（ただし、前項第二号なお書きに定める「地上施設」の移設に係る費用を除き、また「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない。）を負担し、「事業者」との協議により当該費用及び損害の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第112条 第105条により本契約の全部又は一部が解除された場合であって、当該解除時点において解除の対象となった「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」について「引渡日」が到来している場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

一 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「本事業衛星等整備費」（「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」に係る「地上施設整備費」並びに「消費税等」及び「割賦手数料」を除く。）の未払額及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

二 「発注者」は、解除に係る「本事業衛星」の「地上施設」のうち、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の所有権を、「事業者」が「発注者」の指定する場所に移設することを条件として取得する。この場合において、「発注者」は、当該取得に係る「地上施設」に相当する「地上施設整備費」相当額（「消費税等」を除く。）及びこれに係る「消費税等」並びにこれらに係る直前の支払日から「契約解除通知日」の前日までに生じた「割賦手数料」及び「契約解除通知日」以降に生じる「再計算の利息」に相当する金額を支払う。なお、当該「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」が指定す

る場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。

三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解除部分に相当する履行済みの、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 「発注者」は、第一号又は第二号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

ア 「発注者」が定めた期日までに一括して支払う。

イ 当初定められた当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に起因して「事業者」に発生する合理的な費用及び損害（ただし、前項第二号なお書きに定める「地上施設」の移設に係る費用を除く。）の負担に関しては、第 35 条第 4 項又は第 36 条第 4 項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議の上定める。

7 契約終了時の措置に関する事項

事業契約書における以下の条項のとおりである。

(契約終了時の事務)

第 113 条 「事業者」は、期間満了により本契約が終了する場合は、「地上施設」上の「事業者」又は「選定企業」が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の設備を期間満了時まで撤去するとともに、「発注者」の確認を受けなければならない。

2 「発注者」は、前項の場合において、「事業者」が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をしないときには、「発注者」が「事業者」に代わって当該物件等の処分を行うことができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」の処分について異議を申し出ることにはできないものとし、「発注者」の処分に要した費用を負担しなければならない。

3 本契約終了時の手続に関する諸費用及び「事業者」の清算に必要な費用等は、第 103 条又は第 104 条に係る本契約の全部終了の場合を除き、すべて「事業者」が負担するものとする。

4 「事業者」は、本条に規定する事務が終了するまでは、存続する。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」

に整備された「地上施設」については適用されない。

(関係資料等の返還)

第 114 条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、「関係資料」及び「地上施設」を構成する設備の貸与を受けている場合は、当該「関係資料」及び「地上施設」を構成する設備を「発注者」に返還しなければならない。

2 「事業者」は、前項の場合において、「関係資料」又は「地上施設」を構成する設備が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 115 条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了するときは、「設計図書」その他「本事業」に関し「事業者」が作成した一切の書類のうち、「発注者」が合理的に要求するものを、「発注者」に対して引き渡すものとする。

2 「事業者」は、理由の如何を問わず各「本事業衛星」に関して「本契約」が終了するときは、終了の 3 ヶ月前までに、前項に定める書類に加えて、当該「本事業衛星」の運用に必要な各種運用マニュアル等の書類を作成し、「発注者」に提出するとともに、当該「本事業衛星」の継続的な運用に資するよう「発注者」への引き継ぎを行うものとする。

3 「発注者」は、前二項により「事業者」から引渡しを受けた「設計図書」その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。